

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第42回）議事概要

日時 令和2年5月19日（火）16:00~18:20

場所 web会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、森川委員、内田委員、関口委員、高橋委員、西村（暢）委員、西村（真）委員、山下委員
事務局 竹村電気通信事業部長、山崎事業政策課長、
（総務省） 大村料金サービス課長、中村料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- | |
|---|
| <p>(1) IP網への移行過程における音声接続料の在り方（ひかり電話）に関するヒアリング</p> <p>○ 関係事業者ヒアリングを実施し、意見交換を行った。
（ヒアリング対象事業者：東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）</p> <p>(2) IP網への移行後における音声接続料の在り方に関するヒアリング</p> <p>○ 関係事業者ヒアリングを実施し、意見交換を行った。
（ヒアリング対象事業者：東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社三菱総合研究所）</p> |
|---|

【発言】

・ IP網への移行過程における音声接続料の在り方（ひかり電話）に関するヒアリング

○内田委員

全体を通して、各社からのご意見を拝聴していると、大きな方向性として何か食い違いがあるようにはあまり思わない。ただ、一部にはご意見、ご主張の違いもあったのかなと思う。

その上で幾つかコメントをさせていただく。NTT東日本・西日本の資料の5ページ目について、ここにIGS接続を維持し続けることが必要な理由として3点挙げられていると思うが、私はこの3点の中で、特に3つ目の理由として挙げられている、全ての固定電話事業者のIP接続の準備が整うまでIGS接続を継続する必要があることというところ、これは技術的にも原理的にもなかなか解決するのが難しいポイントであり、その点からも合理性があるご説明と感じた。つまり、トラフィック量に応じて減っていくようなものではないということなので、そのことを踏まえたような形での提案というものが必要ではと思う。

それから、同じくNTT東日本・西日本の資料7ページ目の一括撤去が必要な理由についても、やはりトラフィック量に比例するような話ではないということで、これも技術的に合理性があることかなと思う。

それから、一方で、パッチパネルに関してのコメントがソフトバンクやKDDIからあったと思う。一種指定はしないまでも、きちんと情報の公開というものが必要であるという趣旨のコメントをされていたかと思うが、その点に関しては確かにそうではないかと思った。

○佐藤委員

3点ほどコメントしたい。1つ目は県間設備の話で、これは前提として、IP音声県間通信

設備に対して制度的な対応が必要ということで、今までの議論を通じて定まっている。そういう意味では、これから、今すぐどういうルールにすべきかということではなくて、各事業者の意見、意見交換をしながら、料金等どうやって作ることが望ましいか、議論していくことが必要と思う。

2点目は、NTT東日本・西日本の減設の話について。これは、私も具体的にどのような形で移行していくのかについて分からないところもあるが、今日の話聞いたところでいえば、確かにリスクはずっと残るのかもしれないけれど、10社、20社移行して、最後の1社まで同じリスクかという、トラブルの可能性という意味では、いろいろな経験を積んでリスクも小さくなっていくのではないかと感じる。

1年目と2年目と3年目と、最後の1社とリスクが同じかどうか、これは専門家に聞かないと分からないところ。それから、設備でいうと、どの設備がどういう形で残しておかなければならないのか。その必要性に関して、初めの1社、2社、3社と移行して、最後数社残っていく中で、STM-POIの、先ほどの減設に関する説明で、使っている設備の数が減ってくるとか、1年目、2年目、3年目で実際に使う、あるいは使わないものの機器の数が変わってくると思うので、最後まで同じ額で設備コストとして算定する必要があるのかどうかは疑問。どのようなスケジュールで使わなくなる設備が生じてくるのかということも、数字として教えていただきたい。

最後に、ソフトバンクの4ページについて、NGN接続料のところでも示したように、透明性とか適正性確保ということという、接続の原則はアンバンドルだと思います。アンバンドルという提案が良いと思うのですが。

○関口委員

NTT東日本・西日本の8ページ、それから、KDDIは5ページ、ソフトバンク10ページ、この3つで、KDDI、ソフトバンクの意見と、NTT東日本・西日本の意見が違う。

NTT東日本・西日本の8ページの資料を拝見すると、意識合わせの場で、明らかにここは二重投資なわけですけれども、この二重投資分をそれぞれの接続料で他事業者から回収することが合意されているように書かれているが、ここについては、合意が本当にあるのだとしたら、KDDI、ソフトバンクの主張が出てきたことについて、やや疑問がある。

ただ、利用に応じた減損なりパーセンテージを下げる、割合を下げるということは、仮定としては考え得るということになるが、ただ、前の委員会での議論の中では、この移行期間では順番が変わることによって料金が変わることや、種別によって料金が変わっていくことの不公平をできるだけ緩和するために、単一の方法で行こうという合意があったということを見ると、しかも減設は実際には少ない、この移行期間は両方の設備を持たざるを得ないということを見ると、KDDI資料5ページ、ソフトバンク資料10ページは、ややそこまで強引に減損等をやらなければいけないかどうかについては、少し疑問がある。

○高橋委員

コメント1点と、NTT東日本・西日本への質問が1点。

コメントは、事務局資料1の1ページ目の、1)の2ポツ目のところで、県間通信用設備として一体的に制度上取り扱うべきか、あるいは設備設置状況等に応じた取扱いとすべきかということであるが、おそらく皆様の話聞いて、あと、想像しても、設備設置状況に応じた取扱いというのは、かなりいろいろと難しい面があるのかなというのを感じた。

次に、NTT東日本・西日本に対する質問。NTT東日本・西日本の資料5ページに、IGS接続の継続が必要であると書いてあるが、維持するためのコストレベルというのは答えられないか。

○NTT東日本

高橋先生のご質問については、いわゆるこちらの移行期のIGS設備について、維持するためのコストレベルということだが、具体的な数値としてというのが、実を言うと、各事業者様の移行状況によっても、どういうふうに維持をするべきなのかというコストがまた変わってくる場所もあるので、もし申し述べられるとすると、IGSが例えば幾らだという、総体が幾らだというぐらいで、あとはそれをどうやって移行していくかというのは、これからまだ事業者間協議で決まっていくことである。すみませんが、お答えにならないというか、今、正直言って、分かりにくいですということが正直なところである。

○西村（暢）委員

大体3社からの発言内容、発表内容を伺っていると、やはりNTT東日本・西日本のほうから、今回の移行期においては、IGS接続のほうに合意に関して使わないというわけではなく、残すという趣旨での報告と理解した。確かにその面では、一括工事に対して一定程度の理解を示すところである。

しかしながら、移行の時限というものを自身でも区切っておられる以上、そこに経済合理的な発想というものを織り込まないというのも、1つ躊躇されるべきことだと思う。

したがって、今ご発言のあったとおり、各事業者との関係で難しいという面はあるが、経済合理性というものを主張されるような際には、併せた計画の公表等、この場においての説明というのがあってしかるべきと思った。

○西村（真）委員

NTT東日本・西日本から説明のあった、工事は一括して切り替えるというのは、なるほどと思った。KDDIとソフトバンクからは、4分の1ずつの計上でいいのではないかというようなご提案もあった。

算定コストとかを考えると、4年の間で順次という、4分の1案というのは結構現実的だなと思うが、それを導入するに当たって、何か問題点等考えられるようであれば、教えてほしい。

○NTT東日本

先ほどの西村暢史委員の話も含め、我々の資料で言うと、一括工事と都度工事の比較について、委員限りとなっているが、このようになっている。あと、これにランニングコストを含めて、トータルでこの期間においてコストミニマムになっているかというご指摘をいただいたところだと思う。

なので、そこのご説明は、今回はお示しできておりませんが、できる限りのことを、例えば総務省にお知らせするとか、そういうことも含めてやっていければと思う。

今、西村真由美委員のお話でいくと、実際の問題として、例えば、KDDIとかソフトバンクがおっしゃっているとおり、その設備を本当に全部減設ができるかという現実問題がある。それは、やはり事業者がいなくなると、ポイントというふうに捨てられる類いではなくて、箱があったときに、その箱を、全部なくなると箱は撤去できませんとか、一概に、全てトラヒックにリニアというか、連動してコストが立っているということではないので、なかなか正直言って、例えば先ほどご提案あったようなところでいけば、本当にそのとき2社が移行せずに残っているときに、設備を減設するというか、除却を立てられるという行動に移れるのかなというところが若干疑問である。

いずれにしても、ご説明をする機会を、例えば総務省にするとかということはやりたいと思う。答えになっているか。

○事務局

例えば、4分の1という割合を入れていくというのは、そのような割合で設備が減っていかないのであれば、その設備のお金はかかっているにもかかわらず、N T T東日本・西日本側は回収できないという場合も生じ得るということである。

他方で、そのようなことを勘案すべき社会的な意義というか、合理的な理由があるということであればあり得るとは思うのですが、その両者のバランスにおいて必要性を検討すべきものと考えている。

○森川委員

今話題になっていた減設、減損に関するコメントである。

これは、他の接続事業者から見ると、移行期間は残しておいていただきたいもので、事業者それぞれによって、全く同一ということはないので、どこでどう不具合が発生するか分からないと思う。こういう切替えの場合というのは、必ず従来のものを最後まで残しておくというのがシステム屋からの感覚であるので、そこはN T T東日本・西日本が指摘していることでいいのかなと思う。

4分の1については、机上ではいろいろなことが言えるが、現実問題としては、やはり設備は残しておかないと、切替えのときにはどういう問題が生じるのかが分からないというのが、システム側からの感覚かなと思う。

○山下委員

ほかの委員のおっしゃっていることと重複してしまうかもしれないが、I G Sの設備を残しておくかどうかということ、それからもう一つ、パッチパネルの話と、その2点について、自分の疑問と、それから意見・質問を申し上げたい。

N T T東日本・西日本の資料10ページの小さな3ポツの真ん中、移行過程で利用しない設備は発生せず、一括で工事を行うことが効率的だということについて、一括でやったほうがおそらく安く済むのだということを論点として挙げていらっしゃるのだと思うが、一括で撤去することで節約できるコストと、そのために接続料がI G Sもずっと移行期が終わるまで含めたままになってしまうことのコスト、それが最終的には利用者料金にも反映されると思うので、そのときのコストと効率性の観点をはかりにかけなければならないのだろうと思う。

もう一つは、I G Sの設備について、先ほども、うまくつながらないときに、もう一回元に戻さなければならないということもおっしゃっていたが、1つ終わって、どなたかおっしゃっていたとおり、例えば、20社が1つにつながっているとして、18社とかがつながっていて、そのときに、例えば20社がつながっているけれどもさらに残すというときに、本当に、2025年まで残さなければならないのか。残すとしても、その設備があるということと、その設備を使っているということは概念としてちょっと違うのではないかなと思う。設備は残すけれども、もう火が消えていて、メンテナンスをしない設備というものもあるのでないかと、そうしたら、一斉に撤去されるだろうけれども、実際には使っていないということがあるのでないかなと思ったので、そこを確かめたい。

もう一点は、パッチパネルというものがあるのだということは、K D D Iとソフトバンクから出てきたわけだが、これについてはN T T東日本・西日本は言及されていなかったと思う。K D D Iとソフトバンクがおっしゃったパッチパネルについても、例えば、接続約款に記載すべきというようなご意見に対して、どのようなお考えなのかについて聞かせていただきたい。

○N T T東日本

山下委員から頂いた2つについて。

まず1つは、減設のお話だと思う。1つは、一括で撤去を行うことが実際にランニングを含めトータルでコストミニマムかということについては、今回、そこがはっきり見えていないところもありますので、先ほどの話と含めてどういう形でご説明するか考える。だが、一応、我々のほうでは、コストミニマムになるなという算段は、ある程度できているということである。

それから、これは算定期間の話ともつながると思うが、トータルでこの移行期間のコストで接続料の算定をやるに当たっては、年度ごとに上下するというのではなくて、全部で押しなべて平均化すればよろしいかなということである。

最後、例えば20社いて、1社だけ残っているときに、19社分使わないじゃないかというときの1回をやるのが、逆に言うと、ランニングも含めてトータル、コストミニマムになるかというところを算定するということなのだと思う。そこら辺を含めて比較をするということですので、またそれは考えたいと思う。

それから、パッチパネルの話は、今、弊社がやることになったという経緯を、ちょっと先ほど申し上げたが、もともとは2社間で直接接続するというところにおいて、どちらが準備をしますかというときに、お互いに半分ずつ用意しますかということは非効率、分割損にもなるので、どちらか一方がやりますかということのときに、弊社が承ったということである。なので、それがまずベースになって接続のどうだとかということではないと思うので、お互いにどちらでやったほうが効率的か、どっちかに倒すといったときに、どちらがやりますかという交渉をさせていただくということだと思うので、最初から我々がやることが決まっているということではないということである。

○相田主査

NTT東日本・西日本の13ページで中間配線架と書かれているのが、KDDI、ソフトバンクがパッチパネルとおっしゃっていたものと同じものなのか。

○NTT東日本

そのとおり。

○相田主査

そのことについて、NTT東日本・西日本資料に書かれた上で、これについては対象外でいいだろうということをお示しされたということではよいか。

○NTT東日本

パッチパネルといわゆる中間配線架という言葉が違うことが、分かりにくかったと思う。申し訳ない。

○相田主査

最後に私から述べさせていただくと、もう委員の皆様方からご発言のあったように、3社の話を伺いまして、それほど大きな差はなかったということの理由の一つが、NTT東日本・西日本から説明のあったとおり、意識合わせの場ということで、何回も意見交換を行っていたということであるが、今回も微妙に意見の差があったということは、この意識合わせの場でどこまで決まっているかということ自体が、もしかするときちんと明確になっていないのかなと思った。事務局はNTT東日本・西日本だったと思うが、本当にこの意識合わせの場で正式にコンセンサスが得られているということがあるのであれば、それがどの範囲なのかということをご紹介いただければ、余程のことがなければ、全事業者で既にコンセンサスが得られているものを、この委員会の場でもってひっくり返す必然性は低いと思う。

次回以降の委員会において、コンセンサスが得られた範囲についてご紹介いただければというのが1点である。

それから、もう一点が、減設関係について、今も意識合わせの場でもって二重投資である程度起こるのはやむを得ないということが、ある程度コンセンサスが得られているというお話ではあったところ、その二重投資で余分になるコストというのを、この4年間で全部精算しなければいけないのかという観点から見ると、これは何十年かに1回のシステム切替えとなる。それをこの4年間だけが二重投資で高いコストになって、それが済んだら、大幅に安くなりましたというのが本当に適切なかどうか。これは議題の後半で、切替え後の接続料をどうするかということにも関係があるが、何十年かに1回の更改のために余分にかかるコストということだとしたら、この4年間をはみ出すようにして二重投資の平準化を図るとか、そういうことも場合によっては考えられるのではないかと思う。

また、KDDI、ソフトバンクからご指摘のあったとおり、この期間内でもって二重投資の分を少し計算上減らすということが考えられるのではないかと思った次第である。

では、この点につきましては、もしNTT東日本・西日本からお答えいただけることがあれば、お願いできればと思うが、いかがか。

○NTT西日本

意識合わせの場につきましては、弊社のプレゼンテーションの8スライド目に記載をさせていただいている。相田主査からもご指摘頂いたように、いろいろな議論があったのは事実ですけれども、結論として、この関係で意識を合わさせていただいたと認識しておりますので、ソフトバンク、KDDIからもしご異論があればコメント頂きたいのですけれども、下段のほうに具体的な整理内容を書かせていただいている。これは、弊社に限らず、全事業者共通の考え方として、いろいろな意見はあったのですけれども、この期間における二重設備——二重設備というとな無駄なように聞こえるのですが、やはりIPへの移行という大きな仕事をやる上では必要だということのところの意見が大宗を占めまして、結論としましては、この二重設備に関してはみんなでちゃんと負担をしましょうということところは、全事業者共通の考え方として整理をさせていただいた認識である。

これについては、皆様がいろいろな立場で意見を交わした最終型の結論と認識しておりますので、大きく認識がずれているということはないと思っているが、その辺はもし違うということであれば、KDDI、ソフトバンクからもご意見頂きたいと思う。

○KDDI

今のご発言に対してなんですけれども、NTT東日本・西日本の資料の8ページに書いてある内容につきましては、意識合わせの場で合意した内容とおおむね一致はしています。

弊社が申し上げた主張というのは、要は、STMとIPの二重設備については、当然共用しましょうということではあるのですけれども、今回の議論は、NTT東日本・西日本の設備の具体的な中身って、モデル上どう見ますかという議論だと思っている。ですので、弊社やあるいはソフトバンクの主張どおりに仮になったとしても、この合意事項が覆るというわけではない。むしろこの合意事項の範囲で、NTT東日本・西日本が捨てる地引きコストをどの範囲で見ますかという、ある意味、この8ページの内容のさらにブレイクダウンした議論だろうというふうに理解している。

○ソフトバンク

意識合わせに関しては、基本的に二重設置になるところについての負担は、基本的なところの考え方は、NTT東日本・西日本のプレゼンのおりで齟齬はないというふうに認識しておりますけれども、ただ、二重設置の中で非効率な部分があるとすれば、そこは平準化を含めて何らかの工夫というか、移行期間の4年間の間に大きな接続料の増減がないような措置というのは必要だという認識は持っていて、そのあたりの議論は事業者間でまだ詰め切れて

いないという認識を持っている。

・ I P 網への移行後における音声接続料の在り方に関するヒアリング

○内田委員

非常に難しい議論だと思う。さらに詳細な議論がこれから深まってゆくのだと思うが、今日のお話を伺って感じたところを簡単に申し上げたい。

幾つかの事業者から、I P 網への移行を契機として発信事業者と着信事業者の関係は基本的に変わらないので、I P 網への移行との因果関係はないのではないかと、といったご意見があった。文脈上はそう感じることもあるが、詳細まで見たときに本当にそう言い切れるのかどうか、慎重に見極めなければならない。例えば、接続の形態としては、これからも色々なパターンが残ると思う。パターンの有無で言うとあるのかもしれないが、量的な関係が変化するということはあるのかと思った。その中で、中継事業者を介さない双方向接続が主体となるのであれば、それをきっかけとした着信ボトルネック規制の導入の議論はしておく必要はある。

N T T 東日本・西日本の資料の 1 2 ページ目について、委員限りとなっているが、こういった状況が本当であれば、無視せずにしっかりと議論しなければならない。全体を通して、音声サービスはデータ通信の 1 個のオプション化している状況であり、後退している。音声サービス単独の競争はもう成立しなくなっている、というコメントがあった。これは、私も以前から色々な場で申し上げてきたことで、同意するところ。だからこそ、音声を含む、特に固定だけではなく、全体を含めた競争環境を考えていく必要がある。固定電話だけで考えるのではなく、I C T サービスの全体の発展を考えた議論をしていかないと、視野が広がらないのではないかと思います。

また、三菱総合研究所から世界の潮流についてご紹介があったが、それも踏まえた上で、日本としてのやり方、考え方を整理しなければならないと思った。

○事務局

次回、資料の論点整理にも入れたいと思うが、現状あるもの、I P 後になくなるものに残るものをもう少し具体的に整理、分類をしつつ、どういった影響があるのかについて、改めて整理の資料をお示しさせていただければと思う。

○佐藤委員

初めに、経済学者として着信ボトルネックについて確認の意味を込めて整理すると、これは新しい概念ではなく、ヨーロッパ、あるいは経済学者では前から基本的な概念として定着しているもの。電話をかけるときに、例えば、携帯でかけるか、固定でかけるか、I P 電話にするか、値段が違えばユーザーは発信についてある程度選べるが、着信に関しては、その番号を回した限りそこに着いてしまうので、着信は固定であれ携帯であれボトルネック性を持つ。発信に関しては、国の事情によってボトルネック性や独占力、ドミナンスは異なると思うが、着信に関しては、全ての音声通話はボトルネックだという考え方になっている。

また、データ通信が中心になり、音声がかたがた付加価値的なサービスになっているという意味では、ユーザー料金は長期的に低下している。接続料も音声について、やはり長期的に低下していくものだと理解している。そういう意味では、今回は、N T T 東日本・西日本の考え方と私の考え方が同じ方向。N T T 東日本・西日本にとっては、接続料が下がることで支払いが減るとののだろうが、着信ボトルネックは基本的なヨーロッパを中心に世界的に理解されている議論なので、接続料を下げるという意味では pure L R I C が使われる。L R I C はそのサービスに提供するために必要な追加的コストが回収するものなので、p u

reかどうか、コモンコストを入れるかどうかという考え方の差はあるが、基本的な経済学の概念では、追加サービスに必要な追加コストなので、LRICで赤字になることはない。逆に言えば、接続で儲けてはいけない、適正な利潤以上に儲けてはいけないという考え方だと思う。

また、KDDI、ソフトバンクの資料についてのコメント。事業者の影響が色々あるので、慎重に議論してほしい、というのは分かる。多様な事業者からの意見聴取をしながら、慎重にこれから議論を進めていくと思う。ただ、事業者に影響があるということだけではなく、競争にどういう影響があるか、ユーザーにどういう利益があるかをきちんと諮るという意味で、事業者の利益だけではなく、広く影響を見ていくことになると思う。経済学者的に言えば、消費者余剰、消費者に対する利益がどう生まれるかはみんなで考えていただきたい論点。

また、中継事業者の話については、中継事業者がどの程度のビジネスシェアを持っているか分からないが、どのような影響を持つか改めて考えたいので、今日のところでは特別なコメントはできない。

また、ソフトバンクの資料の中では、IP化前後の変化で着信ボトルネックの議論を入れる必要はないとのことだが、IP化前後の違いではなく、そもそも着信ボトルネックが必要という議論がある。KDDI、ソフトバンクの資料にはやらない理由が書かれているが、論点を絞って、マーケットにどう影響を与えるかを議論していただきたい。ソフトバンクの資料では、EUとアメリカでは導入して接続料を下げていますが、スタートが違うとされている。しかし、そもそも固定接続料についても、日本はスタートは違ったが、世界の標準に倣って増分費用となった。なので、スタートが違うということは論点として必ずしも意味があることではない。現実的に着信規制で接続料を下げていく中で、どのような効果があるか、欧米と比較しながら、もし違ったものを入れるのであれば、違いを明確にしたほうがいい。

事務局資料のp. 5～6に固定網と携帯の接続料の差が出ているが、韓国は同じ程度だが、固定網と接続料をヨーロッパで比べてみると、固定網の方が10分の1で非常に低くなっている。両方とも着信にしたから同じになるというわけではなく、これはきちんと計算してみないと分からない。日本ではドコモの接続料と固定網の接続料金が同じぐらいだとすると、両方高いのか、あるいは固定網が相対的に高いということもあり得るので、着信規制にするときにきちんとした計算とレビューが必要だと思う。

きちんとしたデータで影響を見ていただきたいと各社から意見があったので、例えばトラヒックが同じであれば、料金が変わっても収支にほとんど差が出ないので、接続のトラヒックデータや接続料に関するデータをぜひ総務省に提出いただいて、定量的な分析ができる状況を整えていただきたい。

○関口委員

電電公社の委員会以降、非対称規制の体系の中で様々なお手伝いをしてきた立場からすると、今回着信ボトルネック性の議論に移行するというのは極めて大きな変化になることは私も同意。ただ、今回、マイグレーションの中で、今までNTT東日本・西日本経由で接続しているハブ機能を廃止し、直接接続に移行するということを考えると、対称規制に移行するタイミングがいよいよ来ているのだと思う。そこはKDDI、ソフトバンクと見解が違うところ。

ソフトバンクの資料のp. 10について、固定通信については、NTT東日本・西日本の接続料よりも高い料金は設定していないだろうということだが、本日委員限りでNTT東日本・西日本から提出いただいた資料を見ると、そんなことはないと感じている。現在でも、非規制の会社が規制を受けている会社よりも高い接続料を取るという実態があるので、その意味でも、着信接続料として移行するというのは、現状でもそれなりの意味があるだと思う。ただ、小規模事業者等の一定の配慮は確かに必要だろうと思うが、例えば、現在の制度化されているルールの中で長期増分費用方式等に関して言うと、全事業者がモデルを自分で作っ

ているわけではなく、ミラーでNTT東日本・西日本の出してきた数字をそのまま使うという一定の省力化を図っている社が多い。そういった知見が既にあることを考えると、小規模事業者だから適用除外していいという話ではないと思う。これを機に大きな変更を持っていくという気概が欲しい。

○高橋委員

色々と難しい問題。NTT東日本・西日本の資料にもあったが、音声通話の需要がかなり減っている状況で、これを各社でビジネスとしてどのように考えて、社会インフラの維持という面が大きいとは思いますが、その中でどういうコスト回収を考えるのかが一つの鍵になるかと思う。

この規制のコストベネフィットを考えたときに、KDDIの資料のp. 3にあるような接続ルールの効果の検証や課題の整理は非常に重要。今までのルールがどのような影響があったのかということを見てみたい。色々な角度から見たほうがいいのかと思う。

また、三菱総合研究所からの説明について、EUと日本の状況として、規制を入れる上で何が違うのかをもう少し掘り下げて、本当に違うのか同じなのか、どこまで同じなのかという点を今後深く知りたい。

○三菱総合研究所

EUと日本の違いについては、タイミングがまず異なる。pure LRIC導入に関しては、10年ずれているという違いも大きいし、同時にマーケットの状況がかなり違う。後ほどご紹介できればと思うが、2009年の時点で欧州での一番の問題意識は、3社目、4社目の携帯会社が市場に参入しても、事業がうまく成り立たないということ。その最大の障壁の一つとして、接続料が高いことによって大規模なMNOが有利になっているということが一番言われていた。その状況は日本には全くない議論で、日本では接続料が高いからドコモが有利だという議論はそもそも発生していないので、そこが大きく違う。

ただ、そういった当時言われていた論点も、それが最大のものではあったが、複合的な論点があり、それぞれについて時代の違いやマーケットの違いがある。10年前の議論であり古い話ではあるが、必要があればご紹介できればと思う。

○相田主査

ぜひお願いしたい。

○西村（暢）委員

EUの話にもかぶることになると思うが、1点全体を見渡した形でのコメントと、1点事務局に質問をさせていただきたい。

全体を見渡したコメントとして、EUの状況についての三菱総合研究所からのご説明で、2000年代前半の議論なので、日欧でバックグラウンドがかなり異なるということを意識した上で日本の実情に沿った評価や議論が必要というのは、まさしくそのとおりだと思う。ちょうど2005年頃の競争評価においても、着信ボトルネックの議論は、ヨーロッパのように一律にかけてしまえというような議論ではなかったかと記憶している。ヨーロッパのように競争ルールに基づいた発想での着信ボトルネックへの規制導入という議論を取り扱う際は極めて慎重にすべき。

事務局への質問。この場でお答えできるというよりも、さらに論点を整理していただきたいという要望。規制を導入する場合に、これまでにあるような一種規制、二種規制とどういった距離感でこの着信ボトルネックへの規制を持ち出すのか。マーケットの影響を見るという場合だと、一種規制、二種規制とは少し異なった規制根拠を考えざるを得ないかと思う。

論点整理の際にこういった形での規制根拠を電気通信事業法上説明し得るのかを併せて教えていただきたい。

○事務局

着信接続料規制と現行制度である一種指定制度、二種指定制度の関係について、まず言えるのは、着信接続料規制の規制根拠は着信ボトルネックにあるということ。対して現行制度は、一種指定制度であれば設備ボトルネック、二種指定制度であれば電波の有限希少性が規制根拠となる。それらの規制根拠がまず異なるということを踏まえ、次回、新たな論点ということで資料にお示ししたい。

1点、KDDI、ソフトバンクの資料にあった過去答申について、補足をさせていただく。先ほど西村先生がおっしゃった2005年の議論を指しているかと思うが、過去の議論を踏まえていくのは重要な観点だが、過去の議論の文脈も踏まえる必要がある。KDDI、ソフトバンクの資料では抜粋で引用がされていたが、抜粋されていた箇所の後には続きがあり、「以上のように、現時点で二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当でないと考えられる。」という記述が続いている。

当時の議論は、二種指定制度に代えて着信接続料規制を適用するべきかという議論がされていたという認識。その点、今回は、二種指定制度に代えて着信接続料規制を導入すべきかというよりは、これまでの規制根拠とは異なる着信ボトルネックが、改めてマイグレーションに伴って今後検討、解決していくべき課題となるのではないかという問題意識かと思う。過去の議論とは全くもって同じ議論、文脈ではないと思うので、その点を含めて、改めて次回の論点整理資料にお示しさせていただければと思う。

○西村（真）委員

今回のIP網化が、色々変えていく良いきっかけの時期に来ているという感想を持った。メタル電話がメタルIP電話として存続していくには、色々ご苦労があったかと思うが、ぜひ社会インフラとして存続していくために、維持コストをどうやって考えていくかも課題だと思う。

また、三菱総合研究所のプレゼンテーションを受けて、思い描く未来の形のようなものが想定できたが、例えば、p.9にある誰にかけても同じ料金を実現するようになったという話は、消費者としては大変魅力的だと感じた。

また、音声通話ということで、固定電話と携帯電話含めた検討も必要だと思う。

○森川委員

着信接続料規制に関して、確かにIP網移行と着信ボトルネックというのは、直接的には1対1には対応しないと思う。しかし、市場が大きく変わってきたということで、IP網移行という非常に大きな、明治以来のずっと電話網が今度変わるという変革期であり、とても良い機会ですので、スクラッチから検討していくことも重要。そういったスタンスでこの委員会では議論していくといいかと思う。もちろんそれにおいては、料金の高止まりや、事業者の光の投資、あるいは5Gの投資余力なども踏まえながら、競争環境を考えながら検討していくのが重要だと思う。

また、ぜひ三菱総合研究所からEUと日本の違いに関して今後教えていただきたい。

○山下委員

事務局と三菱総合研究所に質問と要望。規制をするときには、規制のコストと、規制をすることによるベネフィットを考えなければならない。そのときに、被規制者になりそうな

方々は必要ないとおっしゃっているのですが、それなのにあえて規制をするには、よほどのベネフィットが必要である。逆に言うと、着信ボトルネック規制をしない場合に、どのような不利益が想定されるのか、特に回り回って消費者に対してどのような不利益があるのかということ。

また、ユニバーサルサービスについて、IPであっても、音声電話が音声としてユニバーサルサービスの主要部分になっている以上は、どんなコストをかけてもそれを適正に守るための種々の規制、保護なりが必要。そこから逆算して、着信ボトルネック規制も必要になってくると考えられるのかどうかを疑問に思った。以上が事務局への質問。

三菱総合研究所への質問は、諸外国において音声通話の占める割合。NTT東日本・西日本からは、日本ではもう6%にしかないということだったが、諸外国ではまだ占める割合や社会的な重要性がもっと高いのではないだろうかと思った。高いのであればそれなりに真剣に考えなければならないし、日本のように低ければ、またその考えは違ってくるのだろうと思った。音声通話の占める割合と、それが例えば日本より相当高いとしたら、それは何によるものか。一番考えられるのは通話料だが、それ以外にどんなものが考えられるのかを、教えていただきたい。

○事務局

山下先生からのご質問は、消費者へのデメリットとユニバーサルサービスの観点の2点。

1点目について、事務局資料のp. 2のポツ2の※2で記載している。ユーザーの観点で、着信接続料の低廉化が進まない市場においては、発信の割合が多い事業者は接続料支出の負担が相対的に大きくなるので、そういった事業者からすると、通話料金定額制プランのようなユーザーにどんどん通話をさせるような利便性のより高いサービスの選択肢というのが限られてくる。提供されるサービスの幅が限られるというところで、硬直的な市場となりやすい。ユーザーからすると、選択できるサービスの幅が狭められる。限られるということは、ユーザー利便の最大化の観点からは最大化されている状況とは言えないのではないかと考える。これは着信ボトルネックにおいて議論されるユーザーの観点でよく言われる話。

2点目のユニバーサルサービスの維持について、適格電気通信事業者としてはNTT東日本・西日本が現在音声通信サービスを全国あまねく提供されているという状況。直接的には、接続料に相当するTSコスト、ユニバの基本料に相当するNTSコストと、コストの位置付けの違いはあるものの、事業者の体質として設備の効率性を促進していくような、それによって設備全体のコスト削減を図っていくような、市場の在り方の健全性という問題では、やはり着信ボトルネックを解消するというところで通ずる部分があるのではないかと考えている。

○三菱総合研究所

データは今すぐにはないが、基本的な傾向は海外においても変わりはない。音声は通信全体に占めるウエイトはどの国でも低下傾向にある。ただし、音声通話の絶対量を見ると、一部減ってはいるものの、電話がまだ広く使われているという事実は日本でも海外でも変わりはない。相対的な地位の低下はあるが、音声通話の料金を低廉に保つということ自体の重要性が大きく減っているわけではないというのが、基本的な認識だと思っている。

その上でだが、例えば、先ほどご紹介したイギリスの将来の規制の方向性というパブコメが去年あった。これに対して、日本でいえばNTT東日本・西日本に相当するBTが何を言っているかということ、NTT東日本・西日本と全く同じことで、音声のウエイトはどんどん下がっているため、接続料に規制のリソースやコストをかけるのはやめたほうがいいということを行っている。その上で、料金規制を3年ごとに見直すのとはやめて、今の接続料で未来永劫据え置きで良いのではないかと行っている。接続料をどうするかというよりは、そこに多大な規制コストをかけるのは割が合わないという話は確かにBTもしているし、同様の議論は色々なところである。欧州についても、ご紹介したEuroRateという統

一接続料は今検討されているが、これが実際に入って欧州全体がこのE u r o r a t eを使うとなると、国別に規制する必要すらなくなる可能性もあり、それも一つの規制コストの低廉化にはつながる。要は、音声のウエイトは下がっているということと、規制コストもなるべく下げるといふところについては、ある程度共通認識があるが、そのことと接続料をなくしていいという話とはリンクしないということ。

○相田主査

大きなことで言うと、やはり非常に難しい問題だと思った。

今回、事務局及び三菱総合研究所から資料をまとめていただき、大分見えてきたところもあるが、例えば、ソフトバンクの資料を見ても、事業者にとって一番問題なのは、実際の接続料水準がどうなるか、単価がどうなるかということ。対称規制やpure LRICというのは、本来は考え方であって、それに対して各事業者が設定する通信接続料が同額になるかどうかというのは、独立した問題だと考えることができる。ただ、実態として、世界的な趨勢としては実際の額をそろえるという方向に向かっているが、日本の場合には、接続料の原価主義で、各通信事業者が取得すべき金額は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであるということになっている。これも途中でご指摘があったように、事業者の規模、実際に使っている技術、持っている周波数帯によって、現実には事業者ごとにコストには差が生じているはずである。

非常に紛らわしいのは、日本でもおそらくヨーロッパでもそうだが、LRICという計算の考え方と、それを実際に計算するに当たってモデルコストを使うということ。特に日本のLRICモデルは、NTT東日本・西日本のPSTNをモデル化したものであり、それをミラーリングしていた事業者が、自分の接続料に設定しているケースが少なくない。NTT東日本・西日本も、ひかり電話のほうの接続料はLRICコストに比べて安く、他事業者のネットワークはとうにIP化されているはずであり、もっと安くなっているはずなのにおかしいとNTT東日本・西日本がおっしゃるのは、LRICコストがPSTNモデルで作られていて、他事業者がそれをミラーしていることが少なくないということと関連しているところかとは思いますが、そのような事業者規模等における本来生じるコストの差をどう考えるか。そういうところを対称規制という考え方の中で、実際の金額まで同一にするのか、考え方としては共通にしても、実際の単価としては事業者によって差をつけるのか、そうすると、規制コストがどんどん大きくなってしまわないのか、といった点について、これからどう考えていくのかということかと思うので、ぜひそういうあたりも含めて、次回以降、論点整理を事務局にお願いできればと思う。

以上